○文部科学省令第三号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を第十項とし、同条中第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

第八条中「第五項、第八項、第十項及び第十一項」を「第六項、第九項、第十一項及び第十二項」に改め、同条の表中「第四条第五項」を「第四条第六項」に、「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

附　則

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。